

パパママ子育て講座

目からうろこの楽しい食育講座

とき:4/30仕)10:00~11:30 ところ:高 豊地区市民館 講師:廣西紘子さん(発酵&食育アドバイザー)ほか 定員:10組 (抽選) 料金:400円

キッズマネースクール

とき:5/21(土) 10:00~12:00 ところ:杉山 地区市民館 講師:石川智香子さん(キッ ズマネースクール講師) ほか 定員:5組 (抽選)

[共通事項] 対象:年少~年長児と保護者申込み:4/15 金までにホームページで必要事項を入力 問合せ:子育て支援課(☎51・2233) ■ 71615





入園・入学や子どもの預かり、 **国** 新 育児相談やおでかけスポット など、子育てに関する情報サ イトです。



ベビトドまつり

子育てなどに関する話を聞き、厚紙を使った工作を楽しみます。

とき:4/19(火、4/20(水、4/22(金)9:30~12:30 ところ:交通児童館 対象:3歳 児以下と保護者 定員:各30人(工作のみ。先着順) 問合せ:交通児童館(☎61・5818)

すくすく広場

リズム遊びや読み聞かせを通して、子どもの脳の発達を促します。

とき:4/6(水、5/11(水、6/8(水)10:30~11:30、11:10~11:40(受け付けは10:00から) ところ:交通児童館 対象:3歳児以下と保護者 定員:各15組(先着順) 問合せ:交通児童館(☎61・5818)

幼児ふれあい教室

楽しく子育で 親子で地産地消!!

とき:5/11、5/25、6/8、6/22の水曜日 (全4回) ところ:本郷地区市民館 対象:2歳6か月以上の未就園児と保護者 定員:6組(抽選) 料金:1,000円 親子でヨガ遊び

とき:5/17~6/7の火曜日(全4回) ところ:牟呂地区市民館 対象:2歳以上の未就園児と保護者 定員:10組(抽選) [共通事項]申込み:4/15 金までにホームページで必要事項を入力 問合せ:子育て支援課(☎51・2233) ■ 91309



こども未来館 子育て講座 申込み:4/30出までに、こども未来館ホームページで必要事項を入力 問合せ:こども未来館(☎21・5528)

入園について

おしえて保育コンシェルジュ

とき:5/16月) 対象:未就園児と保護者 講師:保育課職員

親子ふれあいあそび

とき:5/30月 対象:2~6か月児と保護者 講師:鈴木佐和子さん(助産師)



高齢者向けの健康教室や、 介護・医療などに関する情報を 紹介します。



PICK UP

シルバー人材センター 体験会

除草体験会自分で草刈、やってみまい!

とき:4/12火)10:00~15:00

剪定体験会 自分で剪定、やってみまい!

とき:4/13(水)10:00~15:00

[共通事項]

ところ:青少年センター 対象:市内在住の60歳以上で、シルバー 会員として活動できる方 定員:10人(申込順) 申込み:4/8(金) までにシルバー人材センター(☎48・3301) ■ 70464

市民税非課税世帯の高齢者向け交通助成券などのご案内

市民税非課税世帯で70歳以上の方へ交通助成券(電車・バス・コミュニティバス共通)、タクシー券、元気パスの引換用紙を4月下旬に送付し、4月25日月から引き換えを開始します。引き換え場所など詳細は同封の案内をご覧ください。なお、障害者手帳をお持ちの方は、今号17ページをご覧ください。

問合せ:長寿介護課(**な** 51・2362) **即** 56765



後期高齢者医療制度 脳ドック等診査料を助成します

脳・心臓・肺ドックのいずれか1つの診査料の7割を助成します。

対象:4/1 金現在、市内在住の愛知県後期高齢者医療被保険者で、前年度以前の保険料を完納した方(前年度助成を受けた方を除く) 定員:160人(抽選) その他:受診できる医療機関など詳細はホームページ参照 申込み:4/15 金(消印有効)までに、はがきで被保険者番号(8桁)、住所、氏名(ふりがな)、生年月日、電話番号を国保年金課(〒440-8501住所不要☎51・2298)※ホームページからも申し込み可 ■ 8047

後期高齢者医療の保険料改定と 所得申告のお願い

令和4·5年度の後期高齢者医療保険料の所得割率を 9.57%、均等割額を49,398円に改定します。また、 賦課限度額を66万円に引き上げます。なお、令和4 年度の後期高齢者医療保険料は令和3年中の所得を 基に算定します。令和3年中の所得申告が済んでい

ださい。

問合せ: 国保年金課(**な**51・ 3132) 🜚 8034

ない方は、至急申告してく



後期高齢者医療保険料の 普通徴収の納期等が変わります

□座振替や納付書で納付いただく普通徴収の方は、4月に前年度の保険料をもとに算出した金額を仮算定として通知していましたが、今年度からは仮算定を廃止するため、4月に通知書は送付せず、7月に当該年度分の保険料を決定し、通知書を送付します。また、保険料の納期と納付回数を偶数月の6回から、7月~翌年2月までの毎月8回に変更します。なお、仮算定廃止による年間保険料額の増減はないほか、年金からの天引きとなる特別徴収の方の変更もありません。

問合せ: 国保年金課(☎51・3132) 💵 91024